

# 米穀粉の品質表示及び商標に関する規約

平成 19 年 9 月

全国穀類工業協同組合

## はじめに

近年、米穀粉・製菓原材料の多様化が進み、安全、安心に対する消費者の関心もますます高まってきています。また、JAS法、食品衛生法の改正を受けて、米穀粉業界はこの状況に的確に対応する情報提供を消費者等に行うことが重要になってきています。

このため、消費者が米穀粉を選択購買する場合の情報として、米穀粉の品質表示の適正及び商標等の表示ならびに公正な運営を図ることが必要とされるなか、家庭用小袋製品についての規約事項を検討してきました。その適正・公正な運営を図ることを目的とし、家庭用小袋製品についての『米穀粉の品質表示及び商標に関する規約』ならびに『米穀粉の品質表示・商標に係る品質管理委員会規約』を本年5月の総会にて承認を受け制定しました。

全国の組合員の方々が、『米穀粉の品質表示及び商標に関する規約』をご活用いただき、適正表示に尽力され、米穀粉に対する消費者の一層の信頼確保を図っていただければ幸いです。

何卒ご理解の程宜しくお願い申し上げます。

### 規約

- ・ 白玉粉の品質表示・商標に関する規約 (2P)
- ・ 上新粉(米粉)の品質表示・商標に関する規約 (4P)
- ・ もち粉の品質表示・商標に関する規約 (6P)
- ・ だんご粉の品質表示・商標に関する規約 (8P)
- ・ 寒梅粉の品質表示・商標に関する規約 (10P)
- ・ みじん粉の品質表示・商標に関する規約 (12P)
- ・ 道明寺種(粉)の品質表示・商標に関する規約 (14P)
- ・ 米穀粉の品質表示・商標に係る品質管理委員会規約 (16P)
- 
- ・ 「国内産米100%マーク」の使用方法について (18P)
- ・ 「国内産米100%マーク」(商標)使用届 (20P)

平成19年9月

全国穀類工業協同組合

# 白玉粉の品質表示・商標に関する規約

全国穀類工業協同組合

## 第1条〔目的〕

この規約は、全国穀類工業協同組合の組合員（以下「組合員」という。）の製造する白玉粉の品質及び表示に関する事項を定め、もって消費者の購買意欲の増進に努め組合員の経済的地位の向上に資するものである。

## 第2条〔白玉粉の定義〕

白玉粉とは、もち米を原料とし、水びきを経て、脱水後ケーキ状のものを細断、乾燥した小立方体状の粉をいう。

## 第3条〔品質・商標の表示〕

### 1. 品質の表示

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、食品衛生法、不当景品類及び不当表示防止法その他の関係法令、規則等による。

### 2. 商標

#### 1) 表示基準

(イ) 組合員が国内産もち米のみで製造した白玉粉であることを明瞭にし、消費者の選択を容易にするため、製品に商標及び国内産もち米 100%等の表示をすること。

(ロ) 商標は別掲によること。

(ハ) 組合員が製造、販売する白玉粉の製品について以下のものに商標の表示をすることができる。

- a) 国内産もち米 100%で製造した白玉粉であること。
- b) また、a) のものに付加価値を高めるために、よもぎ（草）、抹茶、もち玄米などの特定の副原材料を混合使用し製造した製品であって、その混合使用した副原材料の種類が当該製品の外観、又は商品名において識別できる製品、よもぎ（草）白玉粉、抹茶白玉粉、玄米白玉粉などとする。
- c) b) 以外に製品を製造し、商標を表示しようとするときは、使用する原材料商品名など必要な内容を組合に届けるとともに品質管理委員会の審査、検討を経て表示対象と決定された製品であること。

(ニ) 商標は、原則として包装表面の見やすい箇所に1個貼付すること。  
但し、包装の形状あるいは表示する箇所等により縮小拡大することができる。

(ホ) 商標を表示した場合「加工食品品質表示基準に基づく一括表示枠」の欄外に所属「全国穀類工業協同組合」名を必ず記載すること。

(ヘ) 商標を表示できない製品は、次のとおりとする。

- a) 外国産もち米を使用し製造したもの。
- b) 輸入調製品（もち米粉又はうるち米粉）を使用し製造したもの。

- c) 国内産もち米に a) 又は b) を混ぜて使用し製造したもの。
- d) 国内産もち米にもちトウモロコシでん粉、その他異種でん粉を混ぜて使用し、製造したもの。

2) 表示に用いる文字

14 ポイント以上の活字を用い、鮮明に表示すること。

**第4条〔商標の使用届〕**

白玉粉の製品に商標を表示し、販売する場合は商品名と共に本組合に使用届を提出すること。

**第5条〔商標の表示について遵守事項〕**

商標は、組合員が国内産もち米のみで製造した良質な製品であることを、消費者に識別願うためのマークであるので、組合員は次の事項を遵守すること。

- (イ) 商標を表示する製品は、色沢、香味、及び形状が良好であり、かつ、異味異臭のない優良な品質であること。
- (ロ) 製品は、十分な衛生管理のもとに製造を行い、かつ、生菌数の抑制をはじめ虫発生の抑制や防止等品質維持に十分配慮して包装されていること。
- (ハ) 商標と誤認される類似なマークを使用しないこと。
- (ニ) 本組合から製品の内容について説明を求められた場合は、速やかに回答すること。

**第6条〔不当表示の禁止〕**

不当表示と誤認を与える文書、絵などは表示しないこと。

**第7条〔関係法令等〕**

この規約に定めるものの他は、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、食品衛生法、不当景品類及び不当表示防止法、その他関係法令規則等によること。

**第8条〔その他〕**

この規約に定めていない事項であって、特に必要と認められる場合は、理事会の議決を経て定めることができる。

**附則〔施行期日〕**

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

# 上新粉（米粉）の品質表示・商標に関する規約

全国穀類工業協同組合

## 第1条〔目的〕

この規約は、全国穀類工業協同組合の組合員（以下「組合員」という。）の製造する上新粉の品質及び表示に関する事項を定め、もって消費者の購買意欲の増進に努め組合員の経済的地位の向上に資するものである。

## 第2条〔上新粉の定義〕

上新粉とは、うるち精白米を水洗、水切り、乾燥させ、製粉機で粉碎し篩にかけたものをいう。（地域により製粉方法、乾燥方法など異なる。）

## 第3条〔品質・商標の表示〕

### 1. 品質の表示

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、食品衛生法、不当景品類及び不当表示防止法、その他の関係法令、規則等による。

### 2. 商標

#### 1) 表示基準

(イ) 組合員が国内産うるち米のみで製造した上新粉（米粉）であることを明瞭にし、消費者の選択を容易にするため、製品に商標及び国内産うるち米100%等の表示をすること。

(ロ) 商標は別掲によること。

(ハ) 組合員が製造、販売する上新粉（米粉）の製品について以下のものに商標の表示をすることが出来る。

a) 国内産うるち米100%で製造した上新粉であること。

b) 国内産うるち米100%で製造した上新粉の製造ならび販売し、商標を表示しようとするときは、使用する原材料商品名など必要な内容を組合に届けるとともに品質管理委員会の審査、検討を経て表示対象と決定された製品であること。

(ニ) 商標は、原則として包装表面の見やすい箇所に1個付すること。

但し、包装の形状あるいは表示する箇所等により縮小拡大することができる。

(ホ) 商標を表示した場合「加工食品品質表示基準に基づく一括表示枠」の欄外に所属「全国穀類工業協同組合」名を必ず記載すること。

(ヘ) 商標を表示できない製品は次のとおりとする。

a) 外国産うるち米を使用し製造したもの。

b) 輸入調製品（もち米粉又はうるち米粉）を使用し製造したもの。

c) 国内産うるち米に（a）又はb)を混ぜて使用し製造したもの。

d) 国内産うるち米に、トウモロコシでん粉、その他異種でん粉を混ぜて使

用し、製造したもの。

2) 表示に用いる文字

14 ポイント以上の活字を用い、鮮明に表示すること。

**第4条〔商標の使用届〕**

上新粉（米粉）の製品に商標を表示し、販売する場合は商品名と共に本組合に使用届を提出すること。

**第5条〔商標の表示について遵守事項〕**

商標は、組合員が国内産うるち米のみで製造した良質な製品であることを、消費者に識別願うためのマークであるので、組合員は次の事項を遵守すること。

(イ) 商標を表示する製品は、色沢、香味、及び形状が良好であり、かつ、異味異臭のない優良な品質であること。

(ロ) 製品は、十分な衛生管理のもとに製造を行い、かつ、生菌数の抑制をはじめ、虫発生抑制や防止等品質維持に十分配慮して包装されていること。

(ハ) 商標と誤認される類似なマークを使用しないこと。

(ニ) 本組合から製品の内容について説明を求められた場合は、速やかに回答すること。

**第6条〔不当表示の禁止〕**

不当表示と誤認を与える文書、絵等は表示しないこと。

**第7条〔関係法令等〕**

この規約に定めるものの他は、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関わる法律、食品衛生法、不当景品類及び不当表示防止法、その他関係法令規則等によること。

**第8条〔その他〕**

この規約に定めていない事項であって、特に必要と認められる事項は、理事会の議決を経て定めることができる。

**附 則〔施行期日〕**

この規則は、平成19年5月19日から施行する。

# もち粉の品質表示・商標に関する規約

全国穀類工業協同組合

## 第1条〔目的〕

この規約は、全国穀類工業協同組合の組合員（以下「組合員」という。）の製造するもち粉の品質及び表示に関する事項を定め、もって消費者の購買意欲の増進に努め組合員の経済的地位の向上に資するものである。

## 第2条〔もち粉の定義〕

もち粉とは、もち精白米を水洗、水切り、乾燥させ、製粉機で粉砕し篩にかけてたものをいう。（地域により製粉方法、乾燥方法など異なる。）

## 第3条〔品質・商標の表示〕

### 1. 品質の表示

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、食品衛生法、不当景品類及び不当表示防止法、その他の関係法令、規則等による。

### 2. 商標

#### 1) 表示基準

(イ) 組合員が国内産もち米のみで製造したもち粉であることを明瞭にし、消費者の選択を容易にするため、製品に商標及び国内産もち米 100%等の表示をすること。

(ロ) 商標は別掲によること。

(ハ) 組合員が製造、販売するもち粉の製品について以下のものに商標の表示をすることが出来る。

a) 国内産もち米 100%で製造したもち粉であること。

b) 国内産もち米 100%で製造したもち粉の製造ならび販売し、商標を表示しようとするときは、使用する原材料商品名など必要な内容を組合に届けるとともに品質管理委員会の審査、検討を経て表示対象と決定された製品であること。

(ニ) 商標は、原則として包装表面の見やすい箇所に1個付すること。

但し、包装の形状あるいは表示する箇所等により縮小拡大することができる。

(ホ) 商標を表示した場合「加工食品品質表示基準に基づく一括表示枠」の欄外に所属「全国穀類工業協同組合」名を必ず記載すること。

(ヘ) 商標を表示できない製品は次のとおりとする。

a) 外国産もち米を使用し製造したもの。

b) 輸入調製品（もち米粉又はうるち米粉）を使用し製造したもの。

c) 国内産もち米に（a）又はb)を混ぜて使用し製造したもの。

d) 国内産もち米に、もちトウモロコシでん粉、その他異種でん粉を混ぜて

使用し、製造したもの。

2) 表示に用いる文字

14ポイント以上の活字を用い、鮮明に表示すること。

**第4条〔商標の使用届〕**

もち粉の製品に商標を表示し、販売する場合は商品名と共に本組合に使用届を提出すること。

**第5条〔商標の表示について遵守事項〕**

商標は、組合員が国内産もち米のみで製造した良質な製品であることを、消費者に識別願うためのマークであるので、組合員は次の事項を遵守すること。

(イ) 商標を表示する製品は、色沢、香味、及び形状が良好であり、かつ、異味異臭のない優良な品質であること。

(ロ) 製品は、十分な衛生管理のもとに製造を行い、かつ、生菌数の抑制をはじめ、虫発生抑制や防止等品質維持に十分配慮して包装されていること。

(ハ) 商標と誤認される類似なマークを使用しないこと。

(ニ) 本組合から製品の内容について説明を求められた場合は、速やかに回答すること。

**第6条〔不当表示の禁止〕**

不当表示と誤認を与える文書、絵等は表示しないこと。

**第7条〔関係法令等〕**

この規約に定めるものの他は、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関わる法律、食品衛生法、不当景品類及び不当表示防止法、その他関係法令規則等によること。

**第8条〔その他〕**

この規約に定めていない事項であって、特に必要と認められる事項は、理事会の議決を経て定めることができる。

**附 則〔施行期日〕**

この規則は、平成19年5月19日から施行する。



# だんご粉の品質表示・商標に関する規約

全国穀類工業協同組合

## 第1条〔目的〕

この規約は、全国穀類工業協同組合の組合員（以下「組合員」という。）の製造するだんご粉の品質及び表示に関する事項を定め、もって消費者の購買意欲の増進に努め組合員の経済的地位の向上に資するものである。

## 第2条〔だんご粉の定義〕

だんご粉とは、うるち精白米ならび、もち精白米を水洗、水切り、乾燥させ、製粉機で粉碎し篩にかけたものをいう。（地域により製粉方法、乾燥方法など異なる。）

## 第3条〔品質・商標の表示〕

### 1. 品質の表示

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、食品衛生法、不当景品類及び不当表示防止法、その他の関係法令、規則等による。

### 2. 商標

#### 1) 表示基準

(イ) 組合員が国内産うるち米及び国内産もち米で製造しただんご粉であることを明瞭にし、消費者の選択を容易にするため、製品に商標及び国内産 100%等の表示をすること。

(ロ) 商標は別掲によること。

(ハ) 組合員が製造、販売するだんご粉の製品について以下のものに商標の表示をすることが出来る。

- a) 国内産うるち米及び国内産もち米 100%で製造しただんご粉であること。
- b) a) のものを販売するだんご粉には、使用割合を明記すること。
- c) b) の製品に、商標を表示しようとするときは、使用する原材料商品名など必要な内容を組合に届けるとともに品質管理委員会の審査、検討を経て表示対象と決定された製品であること。

(ニ) 商標は、原則として包装表面の見やすい箇所に1個付すること。

但し、包装の形状あるいは表示する箇所等により縮小拡大することができる。

(ホ) 商標を表示した場合「加工食品品質表示基準に基づく一括表示枠」の欄外に所属「全国穀類工業協同組合」名を必ず記載すること。

(ヘ) 商標を表示できない製品は次のとおりとする。

- a) 外国産うるち米及び外国産もち米を使用し製造したもの。
- b) 輸入調製品（もち米粉又はうるち米粉）を使用し製造したもの。

- c) 国内産うるち米及び国内産もち米に (a) 又は b)を混ぜて使用し製造したもの。
- d) 国内産うるち米及び国内産もち米に、もちトウモロコシでん粉、その他異種でん粉を混ぜて使用し、製造したもの。

2) 表示に用いる文字

14 ポイント以上の活字を用い、鮮明に表示すること。

**第4条〔商標の使用届〕**

だんご粉の製品に商標を表示し、販売する場合は商品名と共に本組合に使用届を提出すること。

**第5条〔商標の表示について遵守事項〕**

商標は、組合員が国内産うるち米及び国内産もち米のみで製造した良質な製品であることを、消費者に識別願うためのマークであるので、組合員は次の事項を遵守すること。

- (イ) 商標を表示する製品は、色沢、香味、及び形状が良好であり、かつ、異味異臭のない優良な品質であること。
- (ロ) 製品は、十分な衛生管理のもとに製造を行い、かつ、生菌数の抑制をはじめ、虫発生抑制や防止等品質維持に十分配慮して包装されていること。
- (ハ) 商標と誤認される類似なマークを使用しないこと。
- (ニ) 本組合から製品の内容について説明を求められた場合は、速やかに回答すること。

**第6条〔不当表示の禁止〕**

不当表示と誤認を与える文書、絵等は表示しないこと。

**第7条〔関係法令等〕**

この規約に定めるものの他は、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関わる法律、食品衛生法、不当景品類及び不当表示防止法、その他関係法令規則等によること。

**第8条〔その他〕**

この規約に定めていない事項であって、特に必要と認められる事項は、理事会の議決を経て定めることができる。

**附 則〔施行期日〕**

この規則は、平成19年5月19日から施行する。

# 寒梅粉の品質表示・商標に関する規約

全国穀類工業協同組合

## 第1条〔目的〕

この規約は、全国穀類工業協同組合の組合員（以下「組合員」という。）の製造する寒梅粉の品質及び表示に関する事項を定め、もって消費者の購買意欲の増進に努め組合員の経済的地位の向上に資するものである。

## 第2条〔寒梅粉の定義〕

寒梅粉とは、もち精白米を一度餅にし、薄く伸ばして焼き上げてから、粉末にしたものをいう。

## 第3条〔品質・商標の表示〕

### 1. 品質の表示

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、食品衛生法、不当景品類及び不当表示防止法、その他の関係法令、規則等による。

### 2. 商標

#### 1) 表示基準

(イ) 組合員が国内産もち米のみで製造したもち米であることを明瞭にし、消費者の選択を容易にするため、製品に商標及び国内産もち米 100%等の表示をすること。

(ロ) 商標は別掲によること。

(ハ) 組合員が製造、販売する寒梅粉の製品について以下のものに商標の表示をすることが出来る。

a) 国内産もち米 100%で製造した寒梅粉であること。

b) 国内産もち米 100%で製造した寒梅粉の製造ならび販売し、商標を表示しようとするときは、使用する原材料商品名など必要な内容を組合に届けるとともに品質管理委員会の審査、検討を経て表示対象と決定された製品であること。

(ニ) 商標は、原則として包装表面の見やすい箇所に1個付すること。

但し、包装の形状あるいは表示する箇所等により縮小拡大することができる。

(ホ) 商標を表示した場合「加工食品品質表示基準に基づく一括表示枠」の欄外に所属「全国穀類工業協同組合」名を必ず記載すること。

(ヘ) 商標を表示できない製品は次のとおりとする。

a) 外国産もち米を使用し製造したもの。

b) 輸入調製品（もち米粉又はうるち米粉）を使用し製造したもの。

c) 国内産もち米に（a）又はb)を混ぜて使用し製造したもの。

d) 国内産もち米に、もちトウモロコシでん粉、その他異種でん粉を混ぜて

使用し、製造したもの。

2) 表示に用いる文字

14 ポイント以上の活字を用い、鮮明に表示すること。

**第4条〔商標の使用届〕**

寒梅粉の製品に商標を表示し、販売する場合は商品名と共に本組合に使用届を提出すること。

**第5条〔商標の表示について遵守事項〕**

商標は、組合員が国内産もち米のみで製造した良質な製品であることを、消費者に識別願うためのマークであるので、組合員は次の事項を遵守すること。

(イ) 商標を表示する製品は、色沢、香味、及び形状が良好であり、かつ、異味異臭のない優良な品質であること。

(ロ) 製品は、十分な衛生管理のもとに製造を行い、かつ、生菌数の抑制をはじめ、虫発生抑制や防止等品質維持に十分配慮して包装されていること。

(ハ) 商標と誤認される類似なマークを使用しないこと。

(ニ) 本組合から製品の内容について説明を求められた場合は、速やかに回答すること。

**第6条〔不当表示の禁止〕**

不当表示と誤認を与える文書、絵等は表示しないこと。

**第7条〔関係法令等〕**

この規約に定めるものの他は、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関わる法律、食品衛生法、不当景品類及び不当表示防止法、その他関係法令規則等によること。

**第8条〔その他〕**

この規約に定めていない事項であって、特に必要と認められる事項は、理事会の議決を経て定めることができる。

**附 則〔施行期日〕**

この規則は、平成19年5月19日から施行する。

# みじん粉の品質表示・商標に関する規約

全国穀類工業協同組合

## 第1条〔目的〕

この規約は、全国穀類工業協同組合の組合員（以下「組合員」という。）の製造するみじん粉の品質及び表示に関する事項を定め、もって消費者の購買意欲の増進に努め組合員の経済的地位の向上に資するものである。

## 第2条〔みじん粉の定義〕

みじん粉とは、もち精白米を数時間水に浸漬してから、水切りをし、蒸煮した後、乾燥、粉碎して大、中、小粒に篩分けし焙煎したものをいう。

## 第3条〔品質・商標の表示〕

### 1. 品質の表示

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、食品衛生法、不当景品類及び不当表示防止法、その他の関係法令、規則等による。

### 2. 商標

#### 1) 表示基準

(イ) 組合員が国内産もち米のみで製造したみじん粉であることを明瞭にし、消費者の選択を容易にするため、製品に商標及び国内産もち米 100%等の表示をすること。

(ロ) 商標は、別掲によること。

(ハ) 組合員が製造、販売するみじん粉の製品について以下のものに商標の表示をすることが出来る。

a) 国内産もち米 100%で製造したみじん粉であること。

b) 国内産もち米 100%で製造したみじん粉の製造ならび販売し、商標を表示しようとするときは、使用する原材料商品名など必要な内容を組合に届けるとともに品質管理委員会の審査、検討を経て表示対象と決定された製品であること。

(ニ) 商標は、原則として包装表面の見やすい箇所に1個付すること。

但し、包装の形状あるいは表示する箇所等により縮小拡大することができる。

(ホ) 商標に表示した場合「加工食品品質表示基準に基づく一括表示枠」の欄外に所属「全国穀類工業協同組合」名を必ず記載すること。

(ヘ) 商標を表示できない製品は次のとおりとする。

a) 外国産もち米を使用し製造したもの。

b) 輸入調製品（もち米粉又はうるち米粉）を使用し製造したもの。

c) 国内産もち米に（a）又はb)を混ぜて使用し製造したもの。

d) 国内産もち米に、もちトウモロコシでん粉、その他異種でん粉を混ぜて

使用し、製造したもの。

2) 表示に用いる文字

14ポイント以上の活字を用い、鮮明に表示すること。

**第4条〔商標の使用届〕**

みじん粉の製品に商標を表示し、販売する場合は商品名と共に本組合に使用届を提出すること。

**第5条〔商標の表示について遵守事項〕**

商標は、組合員が国内産もち米のみで製造した良質な製品であることを、消費者に識別願うためのマークであるので、組合員は次の事項を遵守すること。

(イ) 商標を表示する製品は、色沢、香味、及び形状が良好であり、かつ、異味異臭のない優良な品質であること。

(ロ) 製品は、十分な衛生管理のもとに製造を行い、かつ、生菌数の抑制をはじめ、虫発生抑制や防止等品質維持に十分配慮して包装されていること。

(ハ) 商標と誤認される類似なマークを使用しないこと。

(ニ) 本組合から製品の内容について説明を求められた場合は、速やかに回答すること。

**第6条〔不当表示の禁止〕**

不当表示と誤認を与える文書、絵等は表示しないこと。

**第7条〔関係法令等〕**

この規約に定めるものの他は、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、食品衛生法、不当景品類及び不当表示防止法、その他関係法令規則等によること。

**第8条〔その他〕**

この規約に定めていない事項であって、特に必要と認められる事項は、理事会の議決を経て定めることができる。

**附 則〔施行期日〕**

この規則は、平成19年5月19日から施行する。

# 道明寺種（粉）の品質表示・商標に関する規約

全国穀類工業協同組合

## 第1条〔目的〕

この規約は、全国穀類工業協同組合の組合員（以下「組合員」という。）の製造する道明寺種(粉)の品質及び表示に関する事項を定め、もって消費者の購買意欲の増進に努め組合員の経済的地位の向上に資するものである。

## 第2条〔道明寺種(粉)の定義〕

道明寺種(粉)とは、もち精白米を数時間水に浸漬してから、水切りをし、蒸煮のあと、乾燥、粉碎して大、中、小粒に篩分けしたものをいう。

## 第3条〔品質・商標の表示〕

### 1. 品質の表示

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、食品衛生法、不当景品類及び不当表示防止法、その他の関係法令、規則等による。

### 2. 商標

#### 1) 表示基準

(イ) 組合員が国内産もち米のみで製造した道明寺種(粉)であることを明瞭にし、消費者の選択を容易にするため、製品に商標及び国内産もち米 100%等の表示をすること。

(ロ) 商標は、別掲によること。

(ハ) 組合員が製造、販売する道明寺種(粉)製品について以下のものに商標の表示をすることが出来る。

a) 国内産もち米 100%で製造した道明寺種(粉)であること。

b) 国内産もち米 100%で製造した道明寺種(粉)の製造ならび販売し、商標を表示しようとするときは、使用する原材料商品名など必要な内容を組合に届けるとともに品質管理委員会の審査、検討を経て表示対象と決定された製品であること。

(ニ) 商標は、原則として包装表面の見やすい箇所に1個付すること。

但し、包装の形状あるいは表示する箇所等により縮小拡大することができる。

(ホ) 商標を表示した場合「加工食品品質表示基準に基づく一括表示枠」の欄外に所属「全国穀類工業協同組合」名を必ず記載すること。

(ヘ) 商標を表示できない製品は次のとおりとする。

a) 外国産もち米を使用し製造したもの。

b) 輸入調製品（もち米粉又はうるち米粉）を使用し製造したもの。

c) 国内産もち米に（a）又はb)を混ぜて使用し製造したもの。

d) 国内産もち米に、もちトウモロコシでん粉、その他異種でん粉を混ぜて

使用し、製造したもの。

2) 表示に用いる文字

14 ポイント以上の活字を用い、鮮明に表示すること。

**第4条〔商標の使用届〕**

道明寺種(粉)の製品に商標を表示し、販売する場合は商品名と共に本組合に使用届を提出すること。

**第5条〔商標の表示について遵守事項〕**

商標は、組合員が国内産もち米のみで製造した良質な製品であることを、消費者に識別願うためのマークであるので、組合員は次の事項を遵守すること。

(イ) 商標を表示する製品は、色沢、香味、及び形状が良好であり、かつ、異味異臭のない優良な品質であること。

(ロ) 製品は、十分な衛生管理のもとに製造を行い、かつ、生菌数の抑制をはじめ、虫発生抑制や防止等品質維持に十分配慮して包装されていること。

(ハ) 商標と誤認される類似なマークを使用しないこと。

(ニ) 本組合から製品の内容について説明を求められた場合は、速やかに回答すること。

**第6条〔不当表示の禁止〕**

不当表示と誤認を与える文書、絵等は表示しないこと。

**第7条〔関係法令等〕**

この規約に定めるものの他は、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、食品衛生法、不当景品類及び不当表示防止法、その他関係法令規則等によること。

**第8条〔その他〕**

この規約に定めていない事項であって、特に必要と認められる事項は、理事会の議決を経て定めることができる。

**附 則〔施行期日〕**

この規則は、平成19年5月19日から施行する。



# 米穀粉の品質表示・商標に係る品質管理委員会規約

全国穀類工業協同組合  
平成19年5月19日制定

## 〔品質管理委員会の設置〕

第1条 「米穀粉への商標等の表示及び品質表示に関する事項」など目的の達成を期するため、品質管理委員会を設置し、その適正・公正な運営を図ること。

## 〔任 務〕

第2条 品質管理委員会は、前条の目的を達成するため必要な事項を協議する。  
2. 品質管理委員会の委員は、品質管理に関して知り得た秘密事項を他に漏らしてはいけない。  
3. 品質管理委員会の委員は、代理を認めない。

## 〔委 員〕

第3条 品質管理委員会は、全国穀類工業協同組合の理事長及び理事長の指名する専門部会から選んだ組合員、有識者の若干名を以って組織する。  
2. 品質管理委員会の議長は、理事長とする。

## 〔召 集〕

第4条 品質管理委員会の招集は、理事長が行なう。

## 〔品質・表示の調査〕

第5条 品質調査又は表示調査

- (1) 品質調査又は表示調査は、必要に応じ第1条〔品質管理委員会の設置〕に定める品質管理委員会又は本組合事務局等において行なうとともに、必要な事項については、他の機関に委託して行なうことができる。
  - (2) (1)は、米穀粉の品質表示・商標に関する規約に合致し、適格に表示されているか等について行なうこと。
  - (3) (1)は、本組合において市販品を適時買い上げたものを充当すること。  
また、必要に応じ工場在庫品からサンプルを徴し品質調査又は表示調査を行なうことができる。
  - (4) 前項のサンプルによる品質調査の結果、不適格となった製品については、当該銘柄について再度サンプルを徴し再調査を行なうとともに、必要に応じ工場調査を行なうことができる。
2. その他不当景品類および不当表示防止法に係る不当表示の有無につき品質調査のとき徴したサンプルを用いて行なうこと。

## 〔不適格品についての措置〕

第6条 品質調査又は表示調査の結果、不適格と認定された場合は、理事長名で不適格となった内容を当該組合員に通知し、その改善を求めること。  
2. 前項の改善勧告を行なっても改善が見られない場合は、その内容を組合員に公表するとともに、状況によっては、理事会の議決を経て組合からの脱退勧告を行なう等の措置を講ずることができる。

**〔工場調査〕**

第7条 米穀粉製造にあたって品質管理の向上を図るため本組合事務局において、又は米穀粉に関する学識経験者に委嘱して適時工場調査を行なうことができる。

**〔その他〕**

第8条 この規約に定めていない事項であつて、特に必要と認められる場合は、理事会の議決を経て定めることができる。

**付 則〔施行期日〕**

この規約は、平成19年5月19日から施行する。

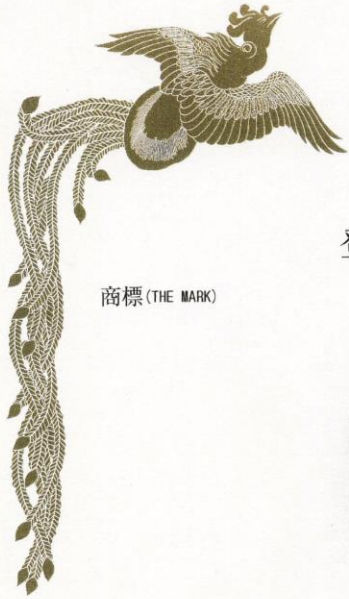
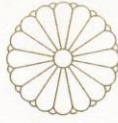
国内産米100%マークの使用に関しては、4色および1色について以下の様に定める。

①特色1色の場合  
DIC.157



②スミ1色又は4色の場合





商標登録証  
(CERTIFICATE OF TRADEMARK REGISTRATION)

登録第4985430号  
(REGISTRATION NUMBER)

商標 (THE MARK)



指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分 (LIST OF GOODS AND SERVICES)

第30類 米, 米粉

商標権者 (OWNER OF THE TRADEMARK RIGHT)

東京都台東区松が谷4丁目11番3号

全国穀類工業協同組合

出願番号 (APPLICATION NUMBER)

商願2006-011532

出願年月日 (FILING DATE)

平成18年 1月31日 (January 31, 2006)

この商標は、登録するものと確定し、商標原簿に登録されたことを証する。  
(THIS IS TO CERTIFY THAT THE TRADEMARK IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)

平成18年 9月 8日 (September 8, 2006)

特許庁長官 (COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)

中嶋



# 商 標 マ ー ク 使 用 届

平成 年 月 日

全国穀類工業（協・組） 御中

住 所  
会社名

弊社は、「白玉粉の品質表示・商標に関する規約」第4条に則り、下記の製品に商標マークを使用するのでお届けいたします。

商 品 名	内 容 量	備 考

# 上新粉（米粉）商標マーク使用届

平成 年 月 日

全国穀類工業（協・組） 御中

住 所  
会社名

弊社は、「上新粉（米粉）の品質表示・商標に関する規約」第4条に則り、下記の製品に商標マークを使用するのでお届けいたします。

商 品 名	内 容 量	備 考

# もち粉商標マーク使用届

平成 年 月 日

全国穀類工業（協・組） 御中

住 所  
会社名

弊社は、「もち粉の品質表示・商標に関する規約」第4条に則り、下記の製品に商標マークを使用するのでお届けいたします。

商 品 名	内 容 量	備 考

# 商 標 マ ー ク 使 用 届

平成 年 月 日

全国穀類工業（協・組） 御中

住 所  
会社名

弊社は、「だんご粉の品質表示・商標に関する規約」第4条に則り、下記の製品に商標マークを使用するのでお届けいたします。

商 品 名	内 容 量	備 考



# 商 標 マ ー ク 使 用 届

平成 年 月 日

全国穀類工業（協・組） 御中

住 所  
会社名

弊社は、「寒梅粉の品質表示・商標に関する規約」第4条に則り、下記の製品に商標マークを使用するのでお届けいたします。

商 品 名	内 容 量	備 考

# 商 標 マ ー ク 使 用 届

平成 年 月 日

全国穀類工業（協・組） 御中

住 所  
会社名

弊社は、「みじん粉の品質表示・商標に関する規約」第4条に則り、下記の製品に商標マークを使用するのでお届けいたします。

商 品 名	内 容 量	備 考

# 商 標 マ ー ク 使 用 届

平成 年 月 日

全国穀類工業（協・組） 御中

住 所  
会社名

弊社は、「道明寺種(粉)の品質表示・商標に関する規約」第4条に則り、下記の製品に商標マークを使用するのでお届けいたします。

商 品 名	内 容 量	備 考